

令和5年(2023年)11月22日
 担当：総務部 情報公開・法務課 法務係
 重野、根本
 電話：026-235-7057(直通)
 026-232-0111(代表)内線2287
 FAX：026-235-7370(FAX)
 E-mail：kokai@pref.nagano.lg.jp

令和5年11月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案6件を提出予定です。

一部改正条例案

| 番号 | 条 例 案 の 概 要 | | | | | | |
|----------|---|---------|---|----------|-------------------|----------|-------------------|
| 1 | <p>一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>(1) 人事委員会勧告に基づき、給料表、期末手当及び勤勉手当について改定するほか、所要の改正を行います。</p> <p>ア 一般職の職員の給与に関する条例</p> <table border="1" data-bbox="395 954 1461 1153"> <tr> <td data-bbox="395 954 671 1055">(ア) 給料表</td> <td data-bbox="671 954 1461 1055">公民較差0.77%を解消するため、初任給を始め若年層に重点を置き、給料月額を引き上げます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1055 671 1104">(イ) 期末手当</td> <td data-bbox="671 1055 1461 1104">支給月数を0.05月引き上げます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1104 671 1153">(ウ) 勤勉手当</td> <td data-bbox="671 1104 1461 1153">支給月数を0.05月引き上げます。</td> </tr> </table> <p>イ 特別職の職員の給与に関する条例</p> <p>一般職の職員との均衡を考慮し、期末手当の支給月数を0.1月引き上げます。</p> <p>(2) 地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当を支給することとするほか、所要の改正を行います。</p> <p>(公布の日(一部の規定は、令和6年4月1日)から施行し、(1)のアの(ア)は令和5年4月1日から、(1)のアの(イ)及び(ウ)並びにイは同年12月1日から適用)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp</p> | (ア) 給料表 | 公民較差0.77%を解消するため、初任給を始め若年層に重点を置き、給料月額を引き上げます。 | (イ) 期末手当 | 支給月数を0.05月引き上げます。 | (ウ) 勤勉手当 | 支給月数を0.05月引き上げます。 |
| (ア) 給料表 | 公民較差0.77%を解消するため、初任給を始め若年層に重点を置き、給料月額を引き上げます。 | | | | | | |
| (イ) 期末手当 | 支給月数を0.05月引き上げます。 | | | | | | |
| (ウ) 勤勉手当 | 支給月数を0.05月引き上げます。 | | | | | | |

| | |
|----------|--|
| <p>2</p> | <p>長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>(1) 人事委員会勧告に基づき、給料表を改定するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(2) 地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当を支給することとします。</p> <p>(公布の日(一部の規定は、令和6年4月1日)から施行し、一部の規定は、令和5年4月1日から適用)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>教育政策課 026-235-7487 (FAX) E-mail: kyoiku@pref.nagano.lg.jp 義務教育課 026-235-7494 (FAX) E-mail: gimukyo@pref.nagano.lg.jp 高校教育課 026-235-7488 (FAX) E-mail: koko@pref.nagano.lg.jp 特別支援教育課 026-235-7459 (FAX) E-mail: tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div> |
| <p>3</p> | <p>長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>(1) 人事委員会勧告に基づき、給料表を改定します。</p> <p>(2) 地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当を支給することとします。</p> <p>(公布の日(一部の規定は、令和6年4月1日)から施行し、一部の規定は、令和5年4月1日から適用)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警務課 026-233-1367 (FAX) E-mail: police-keimu@pref.nagano.lg.jp</p> </div> |
| <p>4</p> | <p>企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p>地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当を支給することとするほか、所要の改正を行います。</p> <p>(令和6年4月1日(一部の規定は、公布の日)から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>経営推進課 026-235-7388 (FAX) Email: kigyo@pref.nagano.lg.jp</p> </div> |
| <p>5</p> | <p>知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>(詳細は、別紙(P4)のとおり)</p> <p>観光、地域振興等に関する施策と連携した効果的な施策の推進を図るため、教育委員会が所管するスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)及び文化財の保護に関する事務を、知事の事務部局に移管します。</p> <p>(令和6年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p> </div> |

6

長野県県税条例の一部を改正する条例案

地方税法の改正に伴い、同法を引用している規定等について所要の改正を行います。

(令和6年1月1日から施行)

税務課 026-235-7497 (FAX) Email: zeimu@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例案について

人事課

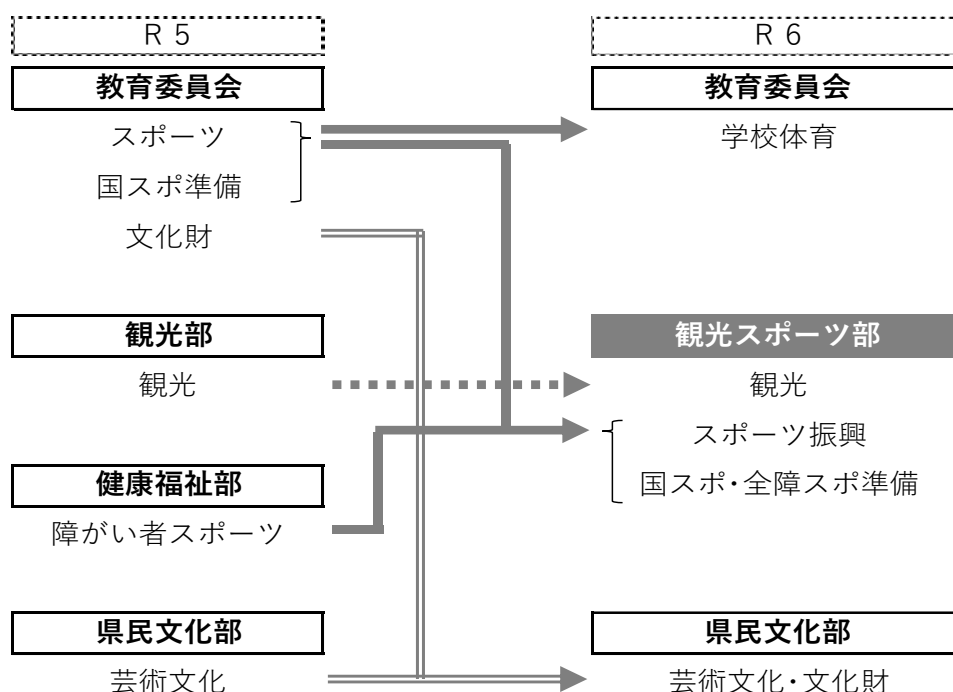
1 改正の理由及び内容

観光、地域振興等に関する施策と連携した効果的な施策の推進を図るため、教育委員会が所管するスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）及び文化財の保護に関する事務を、知事の事務部局に移管する。

【期待される効果】

- ・令和10年の第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の県一丸となった推進
- ・部活動の地域移行やプロスポーツ振興、文化財活用等への知事部局の積極的な関与
- ・「観光×スポーツ」「観光×国スポ・全障スポ」「芸術文化×文化財」など知事部局の既存施策との相乗効果発揮

【体制案】



※本改正に伴い、所管現地機関（県立歴史館、県営上田野球場、県立武道館）も移管するほか、体育センターについては業務を他所属へ移管した上で廃止を予定

2 施行期日

令和6年4月1日